

定款変更の内容は次のとおりです。  
(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更
<p>(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、<u>官報に掲載してする。</u></p>	<p>(公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子</u> <u>公告による公告をすることができない場合は、官報</u> <u>に掲載して行う。</u></p>